

入札書(単価契約)

契 約 番 号 電力011
件 名 電力供給 (宮崎市北消防署東分署 外2施設)
場 所 別紙 入札内訳書のとおり

参考総価比較額

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※¥マークを入れること

入札金額内訳の詳細は、別紙「入札内訳書」のとおり

別紙の入札内訳書に基づき、参考総価比較額にて、宮崎市財務規則その他関係法令、仕様書、指示事項を承認のうえ、入札します。

令和 7 年 6 月 30 日

宮崎市長 清 山 知 憲 殿

	住 所	
入札者	商号又は名称	印
	代表者氏名	

番号

--	--	--

入札内訳書（単価契約・複数施設用）

契約番号 電力011			基本料金			使用電力量料金 ※3						割引額 ※5				
						夏季			その他季							
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		(13)
			基本料金単価 (円/ kWh)	予定契約電力 (kW)	基本料金 (円) (1) × (2) × 0.85 × 12月	使用電力量料金単価 (円/ kWh)	予定使用電力量 (kWh)	使用電力量料金計 1 (円) (4) × (5)	使用電力量料金単価 (円/ kWh)	予定使用電力量 (kWh)	使用電力量料金計 2 (円) (7) × (8)	電気料金 (円) (3) + (6) + (9)	割引率	割引額 (円) (10) × (11)		施設別参考総価比較額 (円) (3) + (6) + (9) - (12)
			【下記※1参照】	仕様書のとおり	【下記※2参照】	【下記※1参照】	仕様書のとおり	【下記※4参照】	【下記※1参照】	仕様書のとおり	【下記※4参照】	【下記※5参照】				【下記※6】
1	名称	宮崎市消防局北消防署東分署		46			37,523			67,708		0.00		0.00		
	所在地	宮崎市吉村町嶋田甲744番地1														
2	名称	宮崎市消防局南消防署		34			26,426			55,166		0.00		0.00		
	所在地	宮崎市大字本郷北方3160番地1														
3	名称	宮崎市消防局南消防署青島出張所		17			14,081			34,275		0.00		0.00		
	所在地	宮崎市青島一丁目8番9号														
4	名称															
	所在地															
5	名称															
	所在地															
6	名称															
	所在地															
7	名称															
	所在地															
8	名称															
	所在地															
9	名称															
	所在地															
10	名称															
	所在地															
11	名称															
	所在地															
12	名称															
	所在地															
13	名称															
	所在地															
14	名称															
	所在地															
15	名称															
	所在地															
参考総価比較額 (円) (施設別参考総価比較額の計) ※6																

【記載に関する注意事項】

- ※1 …(1)、(4)、(7)の単価は、消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む単価とする。また、単価の有効桁は、円単位において小数点以下第二位までとする。
- ※2 …(3)について、参考総価比較額の算定にあたっては、力率割引率を85%とし、基本料金計は、基本料金単価に予定契約電力と力率割引率と月数（12ヶ月）を乗じて得た額とする（その金額に端数が生じた場合は小数点以下第三位を切り捨てる。）。
- ※3 …(4)～(9)において、「夏季」とは、7月1日から9月30日までの期間とし、「その他季」とは「夏季」以外の期間とする。
- ※4 …(6)、(9)について、参考総価比較額の算定にあたっては、夏季とその他季のそれぞれを算出するものし、使用電力量料金計は、使用電力量料金単価に予定使用電力量を乗じて得た額とする（その金額に端数が生じた場合は小数点以下第三位を切り捨てる。）。
- ※5 …(12)は、基本料金と使用電力量料金（夏季＋その他季）の合計額に、割引率を乗じて得た額とする。このとき、(11)割引率は小数点以下第二位までとする。また、割引額は小数点以下第二位までとする（その金額に端数が生じた場合は小数点以下第三位を切り捨てる。）。なお、割引額がない場合は、(11)割引率と(12)割引額欄に「0」を記入すること。
- ※6 …施設別参考総価比較額の算定にあたっては、基本料金と使用電力量料金の合計から割引額を減じたものとする（その金額に端数が生じた場合は1円未満を切り捨てる。）。
なお、施設別参考総価比較額及び参考総価比較額合計には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとし、それを除く一切の諸経費は基本料金及び使用電力量料金に含めることとする。